

相談

談班

消費生活相談

30
分

相談内容

●名古屋総合行政相談所
とき 午前10時～午後6時 (祝日・年末年始は休み)
ところ 栄町ビル9階 (名古屋市中区錦3-23-31)

悪徳商法や、商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行います。

とき 每月第2水曜日 午後1時～4時
相談方法 西三河事務所職員が
高浜市へ出向き、相談に応じ
ます。

借地・借家など
家事・離婚、夫婦・親子問題
係・遺産相続など
とき 11月5日(金) 午前10時
午後4時

行政本部は、総務大臣の委嘱を受けた皆さんとの相談相手です。

国や特務法人などの行うてある仕事について、皆さんからの苦情や意見・要望などを市では2人の相談員が相談を受けています。

人権擁護委員に
ご相談ください

労働相談

とき 10月7日(木) 午後1時
3時
ところ 市役所市民相談室
問合せ先 団市民生活グループ
☎ 522-1111 (内線269)
● 1日合同行政相談所

ど市民の基本的人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵害された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市では法務大臣から委嘱された「人の委員が相談を受けています。」

職場での悩みごと、困りごとなどあらゆる労働問題に応えるため、労働相談窓口を開設しています。

相談は無料、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

内容

- 相続、贈与、売買、遺言、債務
- 新会社への対応
- 農地転用都市開発、自動車登録車庫証明
- 保健所届出 など

費用	減量以外の相談も可能です。
対象・定員	とき 10月26日(火) 午後1時30分～3時30分（1人30分程度）
料	ところ いきいき広場
度	市民4人

じひれ 岡崎市図書館交流プラ
ガ「ひぶら」3階会議室（岡
崎市康生通四丁目7-1）

ところ 市役所市民相談室
問合せ先
固市民生活グループ
☎ 52-1111 (内線264)

相談内容 解雇・賃金・退職
金・労働時間・就業規則・労働契約、人間関係などのあらゆる労働問題。
相談方法 来所または電話

愛知県行政書士会碧海支部
☎ 41-6933

中部管区行政評価局
岡崎市市民協働推進課市民相
052-972-7415

52-1
111
1
(内
線
26

相談方法
専用電話
来所または電話
0156-426-6100

予約の必要はありません。当日会場にお越しください。秘密は厳守します。

A line drawing of three maple leaves, likely sugar maple, arranged in a cluster. Each leaf has five distinct lobes and a central stem.